

○松山市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成16年3月31日

要綱第24号

改正 平成17年8月12日要綱第59号

平成24年3月30日要綱第53号

平成25年7月2日要綱第54号

平成26年7月16日要綱第69号

令和5年12月28日要綱第94号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判の請求」という。）、審判の請求に係る費用負担及び民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人（以下「成年後見人等」という。）に係る報酬を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 審判の請求の対象者（次項から第5条までにおいて「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に居住している者
- (2) 民法に規定する後見、保佐又は補助を必要とする状態にあると認められる者
- (3) その者の福祉を図るため審判の請求を行うことが特に必要と市長が認める者
- (4) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 配偶者、2親等内の親族及び存在が明らかである3親等又は4親等の親族（以下「配偶者等」という。）のない者

イ 配偶者等が行方不明又は音信不通である者

ウ 配偶者等が審判の請求をしないことを市長に申し出ている者

エ 配偶者等から虐待、放置等を受けている者

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項第1号の規定にかかわらず、本市の区域外に居住している者（同項第2号から第

4号までのいずれにも該当するものに限る。)で、その援護の状況等を勘案し市長が特に必要と認めるものは、対象者としてすることができる。

(対象者の調査)

第3条 市長は、審判の請求を行うに当たっては、対象者について次の事項を調査するものとする。

- (1) 健康状態及び精神状態
- (2) 経済状態を含む生活状況
- (3) 配偶者等の有無及び配偶者等が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に基づく登記の有無
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審判の請求に必要なと認められる事項

(審判の請求の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による調査結果及び第9条の規定による成年後見制度支援検討委員会の審議結果に基づいて審判の請求を行うことの適否及び審判の請求の種類を決定し、審判の請求を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 市長は、次項に定める場合を除き、審判の請求に要する申立手数料、鑑定費用、登記手数料その他の費用を負担する。

2 市長は、対象者が前項の費用の全部又は一部を負担する資力を有すると認めるときは、家庭裁判所に対し、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定により、審判の請求に要する費用を対象者が負担するよう申し立てるものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「助成対象者」という。）が成年後見人等に支払うべき報酬の全部又は一部に対し、助成金を交付することができる。ただし、当該成年後見人等が助成対象者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は直近の住民税が非課税である世帯に属する者その他これらに類する者として市長が認めるもので、収支、資産状況等から判断して、成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難であると認められるもの
- (2) この要綱の規定による審判の請求により成年後見人等を選任された者又は市内に

居住する者でこの要綱の規定によらず審判を受け成年後見人等を選任された者

(3) 他の制度により本市又は他の市長村等から類似の助成金の交付を受けていない者

2 前項に規定する助成金の額は、家事事件手続法別表第1第13項、第31項及び第50項に規定する報酬の付与の審判によって決定した額の範囲内とし、月額3万円を限度とする。

(助成金の申請)

第7条 前条に規定する助成金の交付申請は、助成対象者のほか、その成年後見人等が行うことができるものとし、当該成年後見人等に対する報酬付与の審判が行われた日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請をしようとする助成対象者又はその成年後見人等は、成年後見人等後見人等報酬等助成金交付申請書(別記様式)に、報酬に係る家庭裁判所への提出した書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

3 助成対象者が死亡した場合において、当該助成対象者がその死亡前に第1項に規定する申請をしていなかったときは、当該助成対象者の成年後見人等であった者は、前2項に定めるところにより、助成金の交付の申請をすることができる。

(助成金の交付の方法)

第8条 助成金の交付は、助成対象者の口座又はその成年後見人等の管理下に置かれたことが明示されている口座への振込みにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の場合における助成金の交付は、その申請をした成年後見人等であった者の口座への振込みにより行う。

(成年後見制度支援検討委員会)

第9条 審判の請求の適否及び審判の請求の種類を検討するため、市長が指名する市職員で構成する成年後見制度支援検討委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年8月12日要綱第59号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年3月30日要綱第53号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年7月2日要綱第54号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年7月16日要綱第69号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に成年後見人等に対する報酬付与の審判が行われた場合におけるこの要綱による改正後の第7条第1項の規定の適用については、同項中「報酬付与の審判が行われた日」とあるのは、「松山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（平成26年要綱第69号）の施行の日」とする。